

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和7年 12月 18日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【福祉保健部】

①議案第72号 安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

②議案第73号 安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(2) 議案審査【産業部】

①議案第74号 安芸高田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(3) 報告事項【産業部】

①ジビエ処理施設建設について

(4) 議案審査【建設部】

①議案第75号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例

(5) 所管事務調査

①歯と口腔ケアに関すること

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	南 澤 克 彦	副委員長	新 田 和 明
委員	佐々木 智 之	委員	熊 高 慎 二
委員	浅 枝 久美子	委員	宍 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	秋 田 雅 朝

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（14名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
福 祉 保 健 部 長	井 上 和 志	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	児 童 保 育 課 長	佐 藤 弘 美
地 域 営 農 課 長	稲 田 圭 介	農 林 水 産 課 長	森 田 修
下 水 道 課 長	山 崎 勝 宏	児 童 保 育 課 児 童 保 育 係 長	立 川 栄 理 香
地 域 営 農 課 農 地 利 用 係 長	岡 野 順 治	農 林 水 産 課 林 業 水 産 係 長	吉 川 晃 彦
下 水 道 課 業 務 係 長	川 崎 宏 和	下 水 道 課 下 水 道 係 長	佐 々 木 覚 朗

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	波 多 野 奈 美

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

○南澤委員長 定刻となりました。ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより第8回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、12月8日の本会議において付託のあった4件の議案審査、1件の所管事務調査及び、1件の報告を受けます。

議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。

藤本市長。

○藤本市長 皆さん、おはようございます。本日は4件の議案審査、そして1件の報告案件があります。詳細については、担当職員が資料に基づいて説明をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○南澤委員長 それでは議事に入ります。これより福祉保健部に係る議案審査を行います。

議案第72号、安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐藤児童保育課長。

○佐藤児童保育課長 それでは、おはようございます。議案第72号、安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について説明をさせていただきます。

説明資料の1番、条例制定の経緯について説明をします。

本条例は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年度から新たな給付として、乳児等通園支援事業が実施されることになった経緯を踏まえたものでございます。

この乳児等通園支援事業者が公的な給付の対象として認められるためには、法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められております。

この基準を満たしているかどうかの確認は、市町村が国が定める基準に従い、または参酌して定める基準により行うこととされております。

このたび、令和7年11月に国の基準が示されたことから、令和7年度中の確認手続き開始に向けて、本市としての基準を条例で定めるものです。

説明資料の2番、条例の内容について説明します。

市町村が定める基準には2種類あります。

一つは従うべき基準です。条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない基準です。地域の実情に応じた内容を定めることは許容されますが、当該基準に従う範囲内に限られております。

具体的には、第3条、利用定員、第24条、虐待等の禁止、第30条、事故発生の防止及び発生時の対応など、10項目がこれに該当しております。

もう一つは、参酌すべき基準です。十分参照しなければならない基準となっております。

市が十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されております。従うべき基準以外のものがこれに該当しております。

続きまして、本市における条例制定の基本的な考え方について説明をさせていただきます。

本市においては、国の基準と異なる基準を設定すべき特段の事情がないため、国の基準と全て同じ内容を規定することにいたしました。

本条例の施行期日は、令和8年4月1日としております。

以上が、議案第72号の説明の要点でございます。

- 南澤委員長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員　　おはようございます。この制度の利用回数の上限というのは設けられていらっしゃるのでしょうか。
- 南澤委員長　　ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長　　本格的実施となります令和8年度以降につきましては、まだ正式な国の通知のほうに来てはおりませんが、今年度試行的な事業をしております誰でも通園制度におきましては、月10時間程度となっております。
- 南澤委員長　　ほかに質疑はありませんか。  
金行委員。
- 金行委員　　今のにちょっと関連するんですけど、月に10時間内のいうことで、今、案が出ておりますよね。それを超えるということは違法になるんですか。それとも何かの法で時間を超えた場合というのは、まだ正式には出てないんですか、1点お聞きします。
- 南澤委員長　　答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長　　自治体が独自に10時間を超えてサービスを提供することについては許容されてはおりますが、国の補助金の対象とはならないということで、今Q&Aのほうが出ております。
- 南澤委員長　　金行委員。
- 金行委員　　もう一点お聞きします。この法令は6か月から3歳未満までになって出ておりますが、あれは3歳の誕生日までと理解してもいいですかね。
- 南澤委員長　　答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長　　満3歳未満の定義でございますが、3歳の誕生日の前々日となっております。
- 南澤委員長　　金行委員。
- 金行委員　　もう一点お聞きします。この制度は今まで一時預かりということもございましたよね、それ、一時預かりをしてる人がまたこの制度に乗かってやってもいいんですか。

- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 どちらの制度も御利用いただけます。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 まず、この条例制定の経緯をまず説明をいただきました。それでその経緯は子ども・子育て支援法が改正されて、令和8年度からこの乳児等通園支援事業が実施されることに伴いこういう条例をつくるんだという理解をさせていただき、本市は、私もこの間一般質問もしましたけれども、今年の3月に子ども・子育て支援事業計画というのを立てられて、その中で読んでみよったら、こども誰でも通園制度と、これが新規なんですよと。そういう制度を、この保育制度ですか、これを2026年度から全国展開されるので、こういう条例が定められたというふうな理解をさせてもろていいんですか。その国が後付けのような感じになってる気がするんで、先にうちのは計画を立てたじゃないですか。それはまだ国の基準がどうこうではなかってつくられて、改めてこういう条例を定めなきゃいけないんですよというのが来たような気がするんですが、そこら辺り説明いただけますか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 先ほどございました第3次の子育て支援事業計画を策定する際には、令和8年度から国がこの乳幼児等通園支援事業をどこの自治体でも実施するよという通知は出ておりました。ですので、計画の中ではその量の見込みであったり、確保の内容につきまして精査したものを計画に入れさせていただいております。  
ただ、具体的な条例の制定につきましては、先ほど申し上げましたように、11月の時点で国からの通知が正式になされたので、今回の12月議会にて上程をさせていただいたということになります。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 分かりました。11月に基準が示されたんだということで。  
それで、この今度は条例の内容の中で、第5条でしたっけ、正当な理由のない提供拒否の禁止というのがあるんですが、基本的にはこの事業支援計画でも、この制度は全ての未就園児を対象に、保護者の就労要件にかかわらず、月に一定時間保育所や幼稚園、認定こども園を利用できる仕組みとして創設されているという中では、この条例、正当な理由のない提供拒否の禁止という項をつくらなきゃいけなかった中で、この正当な理由がなければという、これを拒んではならないという、それは正当な理由がないというのはどういうところでしょうか。誰でも受け入れにゃいけないのじゃないかなと思うんですが、そういうのをあえて入れてあるということはどういうことなんでしょう。

- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 この規定でございますけれども、正当な理由なく利用を拒むことを禁止するものではございますけれども、例えば定員を超過している場合や職員配置が基準を下回るおそれがある場合などは、正当な理由として取り扱うことが認められております。その場合には利用をお断りすることが可能となっております。無理な受入れを強いるものではなく、あくまでも差別的な取扱いであったり、不当な拒否を防ぐための規定となっております。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 だからそういう判断は、その受け入れる事業者が判断するんですか、それとも市が誰か入って判断するとか、その判断はどうなるんですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 月10時間の利用につきましては、保護者からの申請をいただいた後に、市がまず認定をすることとなっております。ですので、その10時間の認定を受けた保護者の方は、利用したい保育施設を選んで利用したい日に申込みをしていただくこととなっております。そこまでは市の判断となります。
- ただ、今度実際に利用される施設に申し込まれたときに、他の方の御利用があったりとか、定員がオーバーしている場合に御利用をいただけないことがあった場合には、その利用の申込みをいただいた施設が、判断をするということになっております。
- 南澤委員長 ほかにございますか。  
金行委員。
- 金行委員 今のちょっと答弁で、利用したい施設がございますよね、利用したい施設はいろいろございます。公立の施設とか、私立とか、こまい小規模言うていいんですかね、施設いろいろありますが、それはどの施設でもよろしいんですかね。それはもう指定してあるんですか。小規模の施設でもいいとか、こども園とか何かいろいろあると思うんですが、施設の指定というのは、決まっておるんですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 今、実際に保育を提供していただいております施設のほうに市の認可をまず受けていただく必要がございます。その市の認可が受けられた場合には、この事業を提供することが可能ということになっております。
- 南澤委員長 金行委員。
- 金行委員 認可を受けるのは、今私が言うた公立でも私立でも、小規模なそういう事業所でもよろしいということに理解してもいいですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。

- 佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 そのとおりでございます。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
熊高委員。
- 熊高委員 関連ですけれども、4月1日から利用できるかどうかお伺いしたいんですけれども、4月1日から申込を受け付けて、認定があって利用できるのかその辺りをお願いいたします。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 今後のスケジュールになろうかと思われまます。12月中に要綱の整備をまず行うこととしております。  
1月に入りましてから、事業者からの認可申請を受けて、確認申請の受け付けを開始いたします。  
その後、市民の皆様には周知を行い、利用認定の申込の受け付けを開始することとしております。  
今年度中に利用申込みをされた方に対しましては、認定証を発行いたしまして、8年4月から利用を開始していただけるようにということでスケジュールを今組んでおります。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員 こちらの支援の優先順位とかはあるんでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 特に優先順位というものはございません。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員 私もちよっとスポット的なことで一時利用を利用したことがあるんですけれど、子どもの結構情緒が難しい年頃で、大泣きをするのを預けて帰ったりとかしたことがあるんですけれど、そういうケアというか担保というのも事業所のほうにお任せという形になるんでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 そちらの事業所、保育施設のほうで御対応していただくこととなります。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 確認になるんですけれども、条例の第2条の2にあります特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもと、第3条の2にあります乳児等支援給付認定子どもの違いについて、少し確認させてください。
- 南澤委員長 答弁を求めます。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

- 南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
先ほどの質疑に対して答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 第3条の2の認定子どもというところがございますけれども、その支給対象児童の中で申請のほうをしていただき、認定を受けた子どもということでの区別でございます。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第72号、安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 南澤委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第72号の審査を終了します。  
次に、議案第73号、安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
佐藤児童保育課長。
- 佐藤児童保育課長 続きまして、議案第73号、安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。
- 1、提案理由についてです。  
本議案は、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が、令和7年11月14日付の内閣府令により改正されたことに伴い、国の基準に従って定めている本市の基準条例についても、所要の改正を行うため、ここに提案するものです。
  - 2、主な改正点についてです。今回の改正は、主に以下の3点です。  
1点目は、文言の修正です。  
国の基準において、文言の整理がなされたため、これに併せて、本市の基準条例中の文言も一部修正いたします。改正前は、乳児等通園事業

者となっていた箇所を原則として乳児等通園支援事業所に改めます。

該当する条文は、第9条、第10条、第13条、第18条です。

2点目は、利用定員に関する規定の変更です。

第16条第1項第6号の利用定員に関する規定を変更いたします。改正前は、乳児幼児の区分ごとの利用定員を定めることとされていましたが、改正後は乳児、幼児の区分を問わず利用定員の総数のみを定めることも可能とするよう規定を変更いたします。

3点目は、設備及び職員の基準の特例に関する規定の追加です。

第22条の2として、設備及び職員の基準の特例に関する規定を追加いたします。これは、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、その事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合の設備及び職員の基準の特例に関する規定を設けるものです。

なお、現在本市におきましては、この規定の対象となる事業者はございません。

以上が、議案第73号の主な内容でございます。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

佐々木委員。

○佐々木委員 条例のほうの第13条、法第33条の10第1項各号に掲げる行為というふうに改正後のほうになっているんですけども、これ恐らく2項が生じたためにこの1項という言葉が追加されたのかなと思うんですけども、そちらを追加せずに1項各号というふうにした詳細を確認したいです。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 では、休憩を閉じて会議を再開します。

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 ただいまの御質疑に関しましては、確認をいたしまして、また報告のほうをさせていただきたいと思っております。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。

秋田委員。

○秋田委員 今回、これ条例の一部改正ということで、改正点の説明は文言の修正。これは国の基準において文言の整理がなされた。単純に事業者が事業所になったという。だからそこは9条、10条、13条とかおっしゃいましたけども、国がそういう事業者から事業所に文言を変えたという経緯というのはもちろん分かっておられてこれを改正するんですよね。そこ

を説明いただけますか。

○南澤委員長 　　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 　　事業者とは、事業を經營する法人そのものを指します。改正前の事業者の職員という表現は、事業者、法人等に雇用されている全職員、例えば法人の事務職員など、直接このサービス提供に関わらない職員も含むと解釈される余地があるというふうに思っております。

一方で事業所とした場合には、実際にサービスを提供しております個々の現場、施設等を指すものでございます。改正後はその基準の対象を施設、その現場に配置されて実際に子どもたちの支援に当たる職員であるということを明確にしたものと理解をしております。

○南澤委員長 　　秋田委員。

○秋田委員 　　分かりました。もう一点ほど、この条例では、どちらも先ほどの条例もこの条例の一部改正も虐待等の禁止というのがもちろん絶対あつてはいけないし、そうは言っても、見受けられる部分も、全国的にあるというところがあつて、これの規定としては、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないという同じ文言で、ただ違うのは乳児と特定乳児、そこの違いで、そこはもう条例できちっとしとかなないけんのは分かるんです。虐待なんかあっちゃいけんわけだから。けどもその規定はするんだけど、その文言、条例で。じゃあ実際にあつたときの何か対応とか、あつてはならないんですが、そういうところの考え方というのは、何か市としては持つておられるんですか。

○南澤委員長 　　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 　　あつてはならないことという認識は同じでございます。実際にそのような案件がもしあつた場合やそのような疑念があつた場合には、当然、市として確認をし、指導する必要があると考えております。

○南澤委員長 　　ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 　　先ほどのと今回のところで、子ども・子育て支援法に伴うほかの条例改正はもうここだけで、この2点だけでもよかったかどうか、その辺をちょっと伺えますか。

○南澤委員長 　　答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 　　今、把握しております時点では、これだけでございます。

○南澤委員長 　　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 　　質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

- 南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第73号、安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。  
本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 南澤委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第73号の審査を終了します。  
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。  
~~~~~○~~~~~  
午前10時33分 休憩
午前10時35分 再開
~~~~~○~~~~~
- 南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
これより、産業部に係る議案審査を行います。  
議案第74号、安芸高田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 本案は、森林法第21条に定められた火入れに関する許可手続等を規定した安芸高田市火入れに関する条例を、林野火災の予防を目的とした火災予防条例(例)の一部改正及び安芸高田市火災予防条例が一部改正されることに伴い、当該条例の一部改正を行うものです。  
それでは、説明資料により説明いたします。  
資料をめぐっていただいて、1、改正の概要ですが、今回の改正は、安芸高田市火災予防条例に、林野火災に関する注意報が新たに規定されることから、火入れの中止の要件に林野火災注意報の発令を加えるものです。  
2、改正の内容ですが、条例第14条第1項及び第2項の火入れの中止の要件に、林野火災に関する注意報の発令をそれぞれ加え、併せて、異常乾燥注意報を乾燥注意報に改めるものでございます。  
以上で説明を終わります。
- 南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 この改正が行われた場合に、この注意報というのはどのように周知されるものなのでしょうか。
- 南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
森田課長。
- 森田農林水産課長 林野火災注意報は市長により発令するというので消防本部のほう

から発令をされます。それに伴って火入れのほうも中止をするということになります。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 市民への周知、今度は法が変わるということで、その辺はどのようなお考えでしょう。

○南澤委員長 答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長 これまで火入れの許可について、周知とか広報というものを行っておりませんでした。この改正を機に、消防本部と連携して広報などの周知を行っていききたいというふうに考えています。

以上でございます。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 この条例では火入れを行ってはならないということをきちっと規定するわけですが、罰則というのはないんですか、大体に。罰則規定みたくもの。

○南澤委員長 答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長 この条例では罰則は規定をしておりませんが、上位法である森林法のほうで、罰則規定がございます。

まず、火入れの許可を受けずに火入れをした場合は、20万円以下の罰金と。それが保安林だったら30万円以下ということでございます。

そのことによって、他人の森林を焼失した場合は30万円以下の罰金。保安林である場合は50万円以下の罰金ということで、上位法の森林法に規定がございます。

以上でございます。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 先ほど御答弁で消防との連携という御答弁がありましたけども、昨日、総務文教常任委員会や消防法に関連の火災予防条例審議をされたんですけども、とんどの届出、そちら必要だというような御審議がありましたけど、この火入れに関する条例では森林法の許可手続の該当する場所であれば、とんどでも申請が必要なんではないでしょうか、その辺伺います。

○南澤委員長 答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長 森林法という火入れの許可につきましては、主に四つのことについてのみ許可をできるということになっておりまして、造林のための地ごしらえであるとか、開墾準備、害虫駆除、焼畑ということについての火

入れの許可をするということがありますので、そのことについての許可を市のほうで行うようになっております。

以上でございます。

○南澤委員長

熊高委員。

○熊高委員

ありがとうございました。先ほど市民の方になかなか周知していないという御答弁もありましたけども、本年度申請された件数、もし手元にあればお伺いしたいと思います。

○南澤委員長

答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長

この火入れの許可でございますが、過去5年で2件程度の問合せがございましたけれども、実際に申請が出たことはございません。

以上でございます。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第74号、安芸高田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第74号の審査を終了します。

ここで、説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長

休憩を閉じて会議を再開します。

続いて、報告事項に移ります。

ジビエ処理施設建設について報告を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長

ジビエ処理施設建設について、進捗状況について報告させていただきます。

資料を御覧ください。

ジビエ処理施設は、現在、高宮町の元ニュージーランド村のレインボーファームを改修して、野生鳥獣の解体処理を行い、食肉や一部ペットフード肉として、販売を行っております。

この施設は、平成元年に建設されており、37年が経過しており老朽化が進んでおります。

また、本市での鹿の被害は農作物だけにとどまらず、交通事故を起こすなど、深刻な状況を引き起こしております。

そのため、捕獲圧を高めることで、個体数の減少を図る必要があります。そのため、全頭処理を市が行い、捕獲頭数の増大を図ることが必要であると考えております。

捕獲した個体の処理の一つとして、食肉やペットフードに活用を推進するために、新設の処理施設の建設を検討しております。

処理施設の建設の用地選定基準として、①公共下水へつなぎ込みができること、②新たに土地購入を求めない私有地であること、③民家が密集していないこと、④ジビエ事業に取り組みやすい地区であることを基準として選定を行ってまいりました。その中で、向原町長田地区の向原運動公園に隣接する市有地を候補地としてさせていただきました。

これに伴い、候補地が向原町の坂16区と長田8区に隣接しているため、それぞれの地区において説明会を実施しました。この中で、搬入中に個体の死骸が目につれないような対応をすることや、臭いが発生しないように対応するように要望が出されました。

これについても、搬入者への指導を行うことや、解体後には残渣を冷蔵庫に入れることにより、臭いの発生がないようにすることを説明しました。これにより、大筋の了承は得られたものと考えております。

次に、スケジュールですが、本年度、基本設計を行い、次年度に詳細設計を行い、2027年度に建設工事を行う予定でおります。

当初、2026年度での建設を考えておりましたが、候補地の選定の遅れや認定こども園の建設と重複することになり、1年先延ばしとしてさせていただきました。

補助金としては、第二世代交付金と鳥獣被害防止対策交付金を活用していく予定としております。

以上で説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

熊高委員。

○熊高委員 先ほど説明がありました2027年度の建築物整備経費の概算費用の金額ですけれども、こちらは市の負担分なんでしょうか。それとも交付金を見込んだ総額なんでしょうか、お願いいたします。

○南澤委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 事業費の総額と考えております。

以上です。

○南澤委員長 熊高委員。

○熊高委員 今、大体どれぐらい分かれば教えていただきたいと思います。市の純粋な財源というか、そちらの金額をお願いいたします。

- 南澤委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 現在、二つの事業交付金を考えております。  
鳥獣被害防止対策総合交付金では、1平米当たり24万8,000円という形になりますので、全体として7,440万円という形になります。  
第二世代を使わせていただければ2分の1の形になりますので、ここの事業の部分で総額を比較しながら、できるだけ補助率がいいもので工事を進めていきたいと思っております。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 スケジュールの中にあります関係機関協議、消防本部(ドクターヘリ)の発着場とあるんですけども詳細を伺います。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 この向原運動公園のほうでは、ドクターヘリのランデブーポイントとなっております。  
今回の工事を行うことによって、使用ができなくなるかというのがですね地元からの質問事項の中にあります。その部分を消防署と一緒に協議させていただいておりますが、消防庁のほうからも、全体として工事、確かに建物からつくるようになりますけど、全体としては、向原町の中でランデブーポイントは必ず用意するという事で照会を受けております。  
以上です。
- 南澤委員長 佐々木委員。
- 佐々木委員 今後、代替地が明らかになるというふうな理解でよろしいでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
小櫻部長。
- 小櫻産業部長 問題はないというふうに。今のところ、問題はないというふうに考えております。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 説明の中で、今度場所は向原町長田ということで、この処理施設についてはですねいろいろ場所的に苦労されたと思うんですが、そこで今説明があったのが、用地選定基準としてジビエ事業に適している地区と。説明では、取り組みやすい地区ということを考えて、いろいろ説明会も長田、坂地区ですか、されてここが決まるということですが、要するに、取り組みやすい地区とか、適してる地区とか、それはどういう意味での判断をすればいいんでしょうか。

- 南澤委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 用地選定基準の中で一番重要視したのは、公共下水施設が隣接して  
いてそこに排水を流せるというのが第一の候補になります。  
あと、書いてありますように私有地で新たな財源が必要でないこと。  
で、建設予定地が周辺に建物が無い、民家が密集していないところとい  
う形になります。  
最後に、ジビエ振興に適している地区という形になりますが、一応、  
ここの中に今搬入頭数のほうを書かせていただいております。  
今、高宮で処理施設がありますが、向原町のほうも、遠方ではありな  
がらかなり持込み数が多いので、そういうふうなんでしょうか、ジビエ鳥  
獣の処理について、有効利用をですね図る考えが比較的に高いのかなど  
いう部分で選定してる部分、そこを比較していただくような形になりま  
す。  
ちょっとここ、八千代地区についてはゼロという形になってますが、  
八千代はやっぱり遠方なのでちょっと遠いということで聞かせていただ  
いておりますが、ペットフードですね、解体した肉を持ってきていただ  
くような形で協力はいただいておりますので、決して八千代地区が全然協力  
しなかったわけではないということをお聞きください。  
以上です。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 分かりました。それでもう一点ほど、これが運用開始が2028年から  
運用開始ということなんで、それまでは高宮のジビエ処理は行われると  
いうことでいいんですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 高宮の部分で、今までどおり処理をしていこうと思っ  
てます。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
金行委員。
- 金行委員 1点お聞きします。2027年に建設する予定ということですが、これはど  
ういうんですかね、近代的にっていう発言していいんか、今のジビエに  
対してのその処理全てを網羅した分の、またそれに伴っての市に収入が  
あるということも全て考えていらっしゃると思うんですが、その点を1点  
お聞きします。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 なかなかこの鳥獣のジビエ事業というのが、採算ベース的に言え  
ば大変どういふんですか、もうけがいいという部分ではありません。あく  
まで鳥獣対策を進める上で、有効利用を図りながら全部を焼却場で燃や

してしまえば一番いいのかもしれませんが、なかなかそれだけの処理能力のある部分がないので、やっぱりこのペットフード等に使ったことによって減容化を図って焼却部分を減らしていくというのが、この意味合いでありますので、もうかってしょうがないことは、あんまり予定していません。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。

佐々木委員。

○佐々木委員 鳥獣害の防止のために、こういったジビエ処理事業っていうところで施設を推進していくっていうことなんですけども、昨年度の捕獲頭数及びジビエ施設への搬入というところで、3,772頭に対して742頭が施設へ搬入されているということなんですけども、新しい施設の予定というところで何頭ぐらいの搬入する容量があるのかとか、処理能力っていうところの見込みを教えてくださいなと思います。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 現在、昨年度4,000頭をちょっと捕っていただいております。その内1,800頭をここで処理できるようになれば。

現在で見ただけであれば、施設でいけば約700頭ぐらいが推移している状況なので、1,800頭へ持っていきなというふうに思っています。

以上です。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 細かなソフト面というカルールのところっていうところは、今後になるとは思うんですけども、受入れだったりとか、搬入までの時間とかそういったところで、なかなか受け取ってもらえないっていうような実情もあるかなと思うんですけど、その辺りも改善するというような施設になるのでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 現在、やっぱり高宮の施設につきましては食肉施設として運用しておりますので、内臓を被災した個体については搬入がちょっとできないという形にさせていただいています。

今回、説明をちょっとさせていただいたように、鹿については、全頭を市が責任を持つという形を持っております。ペットフード等にする部分が1,800、あと残りについてはですぬ償却という形で考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。

浅枝委員。

○浅枝委員 先ほどの説明では、地元の方々に搬入等についての説明というのは

きちんとされている御様子のお話だったんですけど、時間っていうのは現状の高宮の処理施設と同じような搬入時間になっているんでしょうか。現状が何か9時12時でしたかね。その時間帯っていうのは同じでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 搬入時間につきましては、冷蔵庫を施設の前に用意してですね、実際に捕獲はできるのは24時間できるわけじゃないんですけど、一応、24時間持ってきていただいても、冷蔵庫に保管していただければいいような形で考えております。

以上です。

○南澤委員長 浅枝委員。

○浅枝委員 この冷蔵庫に入れるのは捕られた方が入れるんでしょうか、スタッフ。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 捕獲された方がそこの処理施設まで持ってきていただいて、そこに冷蔵庫に入れてもらうという形になります。

以上です。

○南澤委員長 浅枝委員。

○浅枝委員 ということは、夜中の搬入があるということですか、の可能性もあるということですか。それはないですか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

小櫻部長。

○小櫻産業部長 搬入等は通常今と同じような形にはなると思います。

ただ、今ちょっと課長が答えたんですけども、遠方から、美土里とか例えば高宮のほうから運ぶということもございます。距離もありますので、今考えておるのはそういった箇所を一時保管するような場所も設けたいと思います。そこには同じように冷蔵庫を先ほど言ったように設置して、そこにに入れてもらうような形を取ろうと思うんですけども、その運用については、これからちょっと考えていきたいと思います。

今ちょっと24時間と言ったんですけども、その鍵のこととかありますし、搬入のこともございますので、そこはまたもう少し検討させていただきたいと思います。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、ジビエ処理施設建設についての報告を終了いたします。

ここでおおむね1時間が経過しました。

説明員入れ替え及び換気のため、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて再開します。  
ここで先ほど、議案第73号の審査において答弁を保留した件について執行部から答弁があります。

佐藤児童保育課長。

○佐藤児童保育課長 議案第73号の審査において、佐々木委員から御質問のありました件についてお答えいたします。

令和7年10月1日の児童福祉法改正によりまして、第33条の12、第2項、第3項が加わったことで、これまで記載のなかった第1項を明記したものになります。

以上です。

○南澤委員長 以上で答弁を終わります。

佐々木委員、よろしいですか。質疑があれば。

佐々木委員。

○佐々木委員 2項、3項に関しては、ここに記載する必要のないものという理解でよろしいでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 法第13条第2項、第3項につきましては、文言の意味を明記したものとなっております。

○南澤委員長 よろしいですか。

ここで、説明員退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
これより、建設部に係る議案審査を行います。  
議案第75号、安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

山崎下水道課長。

○山崎下水道課長 それでは、議案第75号の説明資料の裏面を御覧ください。  
9月の常任委員会で報告させていただいた内容を改めて御説明させていただく形になろうかと思っております。御了承ください。

1の改正の背景です。

3行目、人口の減少により下水道使用料金が減収する中、下水道未加入者に対し加入促進を行い、収益向上を図るとともに、安芸高田市下水道事業の健全な運営を目指し、下水道使用料金の改定に反映させることを目的とします。

2、改正の内容です。

2026年度から2028年度までの3年間に限り、現在の受益者負担金等を22万円に減額する規定を設けるものです。

下の表は、安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の別表を表したものです。各区分の負担金等を附則で22万円と読み替える形で対応します。

次に、対象者についてですが、下水道処理区域内に現存する家屋で、下水道等に接続していないくみ取り及び浄化槽等を使用する家屋が対象となります。

なお、定住促進対策も併せて対応をしたいと考えるため、新築家屋等についても対象とします。

3、施行期日、4、スケジュールについてです。

スケジュールについては、2026年1月から3月中にホームページ、広報、指定工事店等への周知を行い、2026年4月1日から減額適用を開始します。

議案第75号の2ページ目を御覧ください。

先ほど説明させていただいたとおり、附則により読み替える形で対応したいと考えます。

以上で説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 今回の下水道への接続の効果なんですけど、現在未接続がどのくらいあって、接続される方がどのくらい市として計画してると、これくらい接続するだろうということが、もしこの場で御答弁できればお願いしたいんですが。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

山崎課長。

○山崎下水道課長 今現在、下水道処理区域内にある未接続の件数として700件程度あるものと見込んでおります。この3年間の加入促進対策により、どれくらい加入があるかっていうところなんですけども、新規の新築も含めて考えるため、仮に100件の加入があったとした場合、安芸高田市の平均世帯人数が1.94という数字がありますんで、2人世帯分の料金が1件当たり入ってくるものと計算した場合、1年で400万円程度の増収になろうかと思えます。少しでも多く加入してもらえるように周知、広報等を徹底していければと思っております。

以上です。

○南澤委員長 新田委員。

- 新田委員 これでかなり収益的には改善の一部になるなというのは、今の御説明で理解できました。
- あと、周知のほうなんですけど、工事業者さんからされるっていうのも理解できるんですけども、一般の今、下水道に接続されない地域に、集中的に何か広報されるとか、そういうのをもしお考えがあれば伺えますか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 山崎課長。
- 山崎下水道課長 まず、先ほど申し上げましたホームページ、広報、それから、LINE等の掲載もできようかと考えております。
- そういうところを順次使わせていただいて、年間定期的に広報等で周知させていただいて、見てもらえる機会を少しでも多く増やして、加入促進につなげていけたらと考えております。
- 以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありますか。
- 金行委員。
- 金行委員 1点お聞きします。この目的としては下水道使用料の徴収向上ということですが、我々市民としては25万円を22万円ということで、不足はございませんが、これは下げられたということで非常に喜ばしいんです。これが下げられたらいいんですが、加入数が増えりゃ取れるんじゃないかって今言われましたが、20万円下げられたらいいんですが、これでやっぱり採算が取れると判断されたのか、それとも加入量を増やそうという思いがあってやれたんか、その1点をお聞きします。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 山崎課長。
- 山崎下水道課長 現在、下水道の処理区域内に接続されていない料金の支払いが発生していない世帯があるというところが一番の問題であろうかと思えます。その方々に下水道に加入していただくことにより、下水道使用料の減収を少しでも抑えることができれば、一般会計からの他会計補助金等々の縮減にもつながると思えますし、現在加入されとる方に対しても加入者が増えることによってメリットは十分にあると思えます。
- 以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 浅枝委員。
- 浅枝委員 先ほど未加入者700件というふうにお伺いしたんですけど、こちら高齢者世帯が多いのかなと思うんですけど、その件数とかいうのは把握されていらっしゃいますか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 山崎課長。
- 山崎下水道課長 年代別の世帯数というところにおいては把握はできておりませんが、

高齢化率が41%程度ある中で、大多数、今未加入者の方というものは高齢者、それから後継者がいないという家がほぼ占めるのではないかと考えております。

以上です。

○南澤委員長

浅枝委員。

○浅枝委員

ですと、先ほどちょっと同僚委員言われたように、周知がホームページとかLINEではなく、もう一步踏み込んだものを検討されたらどうかと思うんですが。

○南澤委員長

佐々木部長。

○佐々木建設部長

先ほど新田委員からの質問にもあったように、漠然と100件入ったらどれぐらいの使用料が増えて、分担金が今22万円ということになりますと、2,200万円になるということでお話をさせていただいたんですけども、正直、非常にその見込みが立てにくい状況ですし、もしかすると今回下げましたけども加入がなかった、そういったケースも当然考えられるわけでごさいます、そういったことも含めて、次の対策として先ほど言いましたLINEとかそういう周知はしっかりするんですが、もう、戸別訪問、今未加入者を我々台帳として持っておりますしある程度確認できますので、そういう方に対して手紙を送る。もしそれでも回答がなければ、我々が出向いて加入を促すというようなところもしていく必要が出てくるんだろうというふうに思います。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありますか。

秋田委員。

○秋田委員

今、話の中で減額して加入者を増やしていった増額を目指すんだと。私が一番危惧するのが、先ほどおっしゃったように今後、一旦はそりゃそうなったにしても、今後はやっぱりそれも関係はしますけども、料金改定はするんでしょう。

ただ、そこら辺りはやっぱり今後については下げたものをまた増額するという形になるんじゃないかなと思うんですが、そうしたところの見通しとか、計画とかはもうしっかり立ててこれに、条例改正して取り組まれるということでもいいんでしょうか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

山崎課長。

○山崎下水道課長

今回、上程させていただいた下水道受益者負担金というものは、加入するときに一度のみ発生するものであります。それ、今現在は30万円なんですけど、それを3年間に限り22万円で、集中期間を設けて加入促進をするという形になります。なので、この3年を超えたら自動的にまた30万円に戻ります。

料金収入が増えた、この加入促進対策を行って、料金収入が増えたことに関しては、今後の料金改定に反映できるものと考えております。

以上です。

○南澤委員長

佐々木部長。

○佐々木建設部長

補足させていただくと、先ほど担当課長が説明したとおりなんですけども、料金改定も秋田委員がおっしゃられるように、当然視野に入れております。これは今回の引上げも引下げもそうなんですけども、下水道事業全体の経費回収率は、やはり今60%台ということで非常に厳しい状況となっております。

財政のほうも、この一般会計からの繰り出しも、やはり今後、自由に幾らでも要望したらもらえるというものでもありませんので、当然、歳出も減らしながら、しかしながら、それをしても料金改定というのはもう避けて通れない状況。

その中の一步として、まずは今未加入者の方に対して、できるだけ多く我々が加入をさせていくというのが今回その取組でありまして、減額についても、それによって少しでも加入が増えればという考えで行っているものです。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第75号、安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第75号の審査を終了します。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長

休憩を閉じて会議を再開します。

続いて、所管事務調査を行います。

歯と口腔ケアに関することを議題といたします。

当委員会では、9月議会で歯と口腔ケアに関することについて執行部への聞き取り調査を行いました。

継続調査中に他自治体の事例の調査を行い、政策提言の方向性につい

て協議をしましたので報告いたします。

佐々木委員。

○佐々木委員 歯と口腔ケアについての報告をいたします。

所管事務調査の申出書にあるとおり他自治体の取組等を調査するとともに、委員会内で議論した内容で、今後の目的に関してなんですけども、まとめとして、①口腔の健康を向上させ生活の質を高める。②口腔ケアに関する意識向上を行う。③持続可能な仕組みを構築する。④予防的取組を推進し、医療費の削減につなげるというところを目的としました。

提言内容としては、大枠として1、健診頻度の向上と制度化。2、意識向上。この二つの提言について、今後さらに深めていければと考えています。

期待される効果として、1、歯科検診の受診率向上。2、医療費の削減。3、健康寿命の延伸というところが期待されるというところで、まとめております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに御意見があれば発言をお願いいたします。

熊高委員。

○熊高委員 先ほどありました政策提言の方向性の発言について私も賛同いたします。説明にありました提言内容をより具体的なものにしていくために、今後も委員会として政策提言に向け関係部署、関係団体と連携し、引き続き調査、研究をしていく必要があると考えます。

以上です。

○南澤委員長 ほかに御発言ございますでしょうか。

秋田委員。

○秋田委員 委員会として政策提言へ向かって取り組んでいくという考えの中で、私は一番大事なことは、今後、ここは期待される効果ということで書かれていますけれども、この3項目等はこれからの本市にとっても大変重要な課題であるし、取り組まなきゃいけないという部分で言えば、こうしたところをしっかりとやっていくということで、私も大賛成でございます。

以上です。

○南澤委員長 賛同の意見をいただきました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

〔発言なし〕

○南澤委員長 それでは、お諮りいたします。

歯と口腔ケアに関することの所管事務調査は、政策提言の方向性を先ほど御提案いただきました。賛同する意見を2件いただいたと認識しております。

また、これから、より具体的に検討を進めていく必要があるというふうな御意見もいただきました。

そういった中で、まずは皆さんのお手元に今お配りしております政策提言の方向性について、これを委員会の合意事項、決定事項として今後につなげていくことにしたいと思いますが、これについて御異議はございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○南澤委員長 異議なしと認め、お手元にありますとおり政策提言の方向性を今後の委員会の所管事務調査の方向としていくことといたします。

以上で、所管事務調査の項を終了します。

続いてその他の項に入ります。

閉会中の継続調査事項についてを議題といたします。

皆様から、閉会中の調査事項について御意見を伺いたしたいと思います。

御意見はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 先ほどの所管事務調査の報告のほうにも報告もさせていただきましたが、本定例会の所管事務調査でまとめた歯と口腔ケアに関し、目的達成のため、今後も委員会として政策提言に向け、関係部署、関係団体と連携し、引き続き調査、研究していくためにも、閉会中の継続調査を希望します。

以上です。

○南澤委員長 歯と口腔ケアの件について、継続調査の申出という御意見をいただきました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

〔発言なし〕

○南澤委員長 それでは、先ほど御意見いただきましたとおり、歯と口腔ケアについてを継続調査事項として定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○南澤委員長 異議ございませんので、さよう取り計らいさせていただきます。

よって、会議規則第109条の規定により、議長に、閉会中の継続調査を行う旨の申出をいたします。

その他、皆さんから何かございませんか。

〔発言なし〕

○南澤委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら御発言願います。

〔発言なし〕

○南澤委員長 それでは、委員会報告書の制作については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議はございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○南澤委員長 異議ありませんので、さよう決定いたします。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了しました。  
以上で、第8回産業厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時32分 閉会